平成２６年（フ）第９４号
茨城県土浦市小松２丁目７番22号　ガーデンハウス小松ヶ丘Ａ202
債務者　小池　隆元
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
千葉県茂原市早野新田22番地５　クレメンティア早野新田２号
債務者　植村　幸生
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
新潟市東区松崎２丁目19番52号
債務者　永野　猛史
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
新潟市東区松崎２丁目19番52号
債務者　永野かおり
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
新潟市西区坂井東４丁目28番39号、前住所新潟市西区寺尾東２丁目２番10号
債務者　長谷川玲子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０６号
新潟県五泉市赤海888番地２
債務者　数代　裕美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
新潟市西区五十嵐１の町6776番地11、前住所山梨県中央市東花輪1453番地９
債務者　中川　芳博
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３号
富山県高岡市戸出1655番地３
債務者　深松まゆみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３８号
金沢市高尾町ソ37番地３
債務者　梅村沙弥香
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１５２号
金沢市増泉３丁目４番５号、従前の住所金沢市辰巳町ニ10番地13
債務者　西海　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６３号
金沢市桂町４街区１番地１　向陽苑木曳野、従前の住所石川県七尾市山王町ツ部１番地１、従前々の住所石川県七尾市能登島祖母ケ浦町５部７番地
債務者　松下　　力
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６１号
岐阜県瑞穂市稲里328番地１　コーポ錦見101号
債務者　鈴木　博子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
静岡県富士宮市大岩557番地の１、前住所静岡県富士宮市万野原新田4053番地の６
債務者　後藤　秀夫
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８号
大津市坂本３丁目14番２―201号
債務者　大藪　令子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
大津市一里山６丁目２番22―８号、前住所滋賀県甲賀市水口町虫生野1042番地３
債務者　松本　絢加
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
大津市におの浜２丁目２番６―702号
債務者　板谷　和子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部